

(平成22年8月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年2月16日まで

私は、養成所を卒業後、海軍での実習を経て昭和20年4月1日にA社へ入社した。戦後は復員輸送船に乗船していたが、22年2月に帰国後船員を辞めた。同年8月にはB社へ入社したが、下船後2年以上も経ってから脱退手当金を受け取るはずはないし、一緒に生活していた家族からも一時金を受給したという話を聞いたこともないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る船員保険資格喪失日から約2年1か月後の昭和24年3月29日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、旧船員保険法施行令第28条の3において、船員保険被保険者期間が6月以上3年未満の被保険者（申立人の場合は、戦時加算を含め26月となる。）が脱退手当金の受給資格を得るためには、i) 陸海軍に徴集又は召集されたことにより資格を喪失した時、ii) 被保険者の資格を取得せず、45歳を超え被保険者の資格を取得した者が資格を喪失した時、iii) 女子が婚姻のため資格を喪失した時、iv) 徴用解除により資格を喪失した時の4事由のうち、いずれかに該当する場合でなければならないと規定されているが、申立人の場合、いずれの事由にも該当しないことになる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 1166 (事案 364 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和24年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3,000円とするとともに、C労働組合における資格喪失日を25年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月27日から同年7月1日まで
② 昭和24年8月31日から同年9月1日まで
③ 昭和25年3月21日から同年4月1日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けたが、その後、社会保険事務所(当時)から、前回の申立期間のうち昭和24年9月1日から25年3月21日までの期間について記録を訂正したとの連絡を受けた。しかし、申立期間について厚生年金保険の空白期間は1日も無いはずであるので、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、及び昭和24年8月31日から25年4月1日までの期間に係る申立てについては、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られないこと、申立人は、申立期間②、③及び申立期間②と③の間である昭和24年9月1日から25年3月21日までの期間において労働組合の専従員であったと供述し

ているが、同社に照会したところ、労働組合の専従員に同社から給与を支給したとは考えにくい旨の回答があった上、同社は、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況については、当時の資料が残っておらず不明であるとしていること、申立人が記憶している同僚及び同社において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会を試みたものの、いずれも他界又は連絡先不明であることなどから連絡が取れない上、同社において当該期間に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 24 年 9 月 1 日から 25 年 3 月 21 日までの期間について、基礎年金番号に未統合であった厚生年金保険の記録が見付かり、社会保険事務所において記録の訂正が行われたことから、申立期間②及び③と併せて新たな事情の提示は無いが申立期間①についても事実関係を再確認してほしいと主張しているため、当委員会において再調査したところ、申立期間②及び③については、申立人から提出された A 社の退職金精算明細書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間②に同社 B 工場、申立期間③に C 労働組合において継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前回申立てにおいて連絡が取れなかった C 労働組合の同僚に照会したところ、「昭和 25 年 4 月 1 日に申立人から当該事業所の専従の仕事を引き継いだ。」と供述している上、当該同僚の同事業所における被保険者資格の取得日はオンライン記録から同年 4 月 1 日であることが確認できることから、同事業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場に係る昭和 24 年 7 月の社会保険事務所の記録から、3,000 円とし、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の C 労働組合に係る 25 年 2 月の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 24 年 9 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 8 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和61年12月は9万8,000円、62年1月は9万2,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和61年12月から62年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月26日から同年12月1日まで
② 昭和61年12月1日から62年5月25日まで

A社に昭和61年10月26日に入社し、62年5月25日まで勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、61年12月1日に厚生年金保険の資格取得、62年5月25日に資格喪失となっているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったこと認めてほしい。

また、私が所持している給与明細書は、6か月分の保険料が控除されている上、記載されている報酬月額等が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額と相違しているので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間を確認し、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和61年12月から62年4月までの期間については、申立人から提出された給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和 61 年 12 月は 9 万 8,000 円、62 年 1 月は 9 万 2,000 円、同年 2 月は 10 万 4,000 円、同年 3 月及び同年 4 月は 9 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和 62 年 5 月については、申立人から提出された給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、A 社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和 62 年 5 月 25 日であり、申立人が主張する同年 5 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について A 社に照会したところ、「当社は保険料を当月控除しており、退職月は保険料を控除しないが、申立人は急な退職であったため保険料を控除してしまったと思う。」との回答があった。

申立期間①については、申立人から提出された昭和 61 年 11 月の給与明細書により、申立人が A 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、「申立人は、申立期間は見習期間であり、その間は厚生年金保険に加入させず、給与から保険料も控除していなかった。」と回答していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとは言えない状況が

うかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち昭和 62 年 5 月については、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成20年3月1日から同年5月1日までに係る標準報酬月額については、事後訂正の結果59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の44万円とされているが、申立人は、当該期間について、59万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月から20年4月まで

申立期間において、私の給与は60万円であったが、社会保険事務所（当時）の記録では44万円となっている。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初44万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年6月に44万円から59万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該変更届に基づく標準報酬月額（59万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（44万円）となっている。

しかしながら、申立人に係るA社の給与支払明細書によると、申立期間のうち、平成20年3月及び同年4月は、59万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていたこと、また、当該期間における報酬月額に見

合う標準報酬月額が 59 万円であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 20 年 3 月及び同年 4 月に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、当該給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 6 月 9 日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 19 年 11 月から 20 年 2 月までについては、申立人の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所に記録されている標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③、④及び⑤について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の標準賞与額を平成18年12月15日は2万9,000円、19年7月20日は3万円、同年12月20日は2万9,000円と訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、③、④及び⑤の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年10月から18年6月まで
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月20日

申立期間①について、ねんきん定期便を確認したところ、厚生年金保険の保険料納付額の月別状況の記録と、平成17年10月から18年6月までの給料明細に記載された保険料控除額とが違っている。

また、申立期間②、③、④及び⑤の賞与について、賞与明細には厚生年金保険料が控除されていた記載があるが、定期便には賞与の記録が無い。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、記録の訂正及び

保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細及びB社から提出された給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成17年8月19日付けの健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、申立人に係る標準報酬月額が同年9月から24万円と記載されていることから、事業主が申立人の標準報酬月額を24万円として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③、④及び⑤について、申立人から提出された賞与明細及びA社から提出された給料台帳から、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、標準賞与額については、賞与明細及び給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日は2万9,000円、19年7月20日は3万円、同年12月20日は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったようだ。」と供述しており、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった同僚全員に賞与に係る記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間③、④及び⑤の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人から提出された賞与明細及びB社から提出された給料台帳から、平成18年7月分の賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人は、平成18年7月1日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同年7月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされていないことが確認できる。

また、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、さらに、同法第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成18年7月は、申立人がB社における厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に同社から支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA丸における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から同年11月20日まで

申立期間について、賄いや甲板員としてA丸に乗船していた。船員手帳にも同船に昭和39年4月1日雇入、同年11月20日雇止と記載されており、乗船していたことは確かであるが、当該期間に係る船員保険の加入記録が無い。申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳によると、A丸に係る雇入年月日は昭和39年4月1日、雇止年月日は同年11月20日と記載されていることから、申立人が申立期間に同船に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、申立人及び申立期間に船員保険被保険者であった同僚が供述している申立期間当時のA丸の乗組員数と同船の船員保険被保険者名簿の被保険者数が一致するため、同船において、すべての乗組員が船員保険の被保険者資格を取得していたと考えられる上、申立期間及びその前後の期間について、同船に申立人と共に乗船していた同僚は、申立期間においても船員保険の被保険者期間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間について、A丸における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額が1万6,000円であることから、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和52年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月21日から同年11月21日まで
私は、C社からA社B工場へ転勤し、申立期間中も継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月の空白期間がある。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和52年9月分から同年12月分までの給与支給明細及びD社から提出された辞令簿から判断すると、申立人がC社及びA社B工場に継続して勤務し（昭和52年10月21日にC社E工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細において確認できる総支給額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社B工場の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が昭和52年11月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成3年4月から4年7月までは38万円、同年8月から5年3月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年4月1日まで

A社に勤務していた平成3年4月1日から5年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、この間、役職は昇進しており、給与減額は考えられないため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年7月までは38万円、同年8月から5年3月までは44万円と記録されていたところ、同年3月30日付けで3年4月1日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同じ日付で、同様に標準報酬月額の遡及訂正を行われている者が11人（申立人を除く。）確認でき、そのうちの1人の給与明細書により、訂正前の標準報酬月額に見合った額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、訂正前の標準報酬月額に見合う額が支払われ、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、当時のA社の監査役に照会したところ、「社会保険事務所（当時）の担当者と協議の上、給与から申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所への納入額を変更した。」との回答があった。

加えて、同僚の供述及び申立人が所持しているA社の辞令から判断すると、申立人は当該事業所が経営する施設のB職にあり、標準報酬月額の訂正に係

る決定及び処理等について知り得る立場ではなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者報酬月額変更届を2年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成3年4月から4年7月までは38万円、同年8月から5年3月までは44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年10月31日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を128万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用契約終了確認書および退職金等領収書により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、A社から提出された雇用契約終了確認書および退職金等領収書に記載された厚生年金保険料控除額から、128万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年3月31日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を77万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職慰労金等領収書により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、A社から提出された退職慰労金等領収書に記載された厚生年金保険料控除額から、77万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年3月31日の標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された雇用契約終了確認書および退職金等領収書により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、A社から提出された雇用契約終了確認書および退職金等領収書に記載された厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認でき、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 10 月 8 日まで

社会保険事務所（当時）に年金の手続に行った際、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 40 年 12 月 28 日に支給決定されている等、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、脱退手当金の支給に係る事業所を退職後、昭和 43 年 11 月 5 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまで国民年金に加入しておらず、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月 14 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 9 月 12 日から同年 11 月 9 日まで
④ 平成元年 1 月 26 日から同年 3 月 22 日まで
⑤ 平成 2 年 3 月 24 日から同年 4 月 2 日まで
⑥ 平成 7 年 11 月 28 日から 8 年 1 月ごろまで
⑦ 平成 8 年 1 月ごろから同年 4 月ごろまで
⑧ 平成 8 年 4 月ごろから同年 6 月 21 日まで
⑨ 平成 8 年 12 月 26 日から 9 年 1 月 30 日まで
⑩ 平成 10 年 5 月 29 日から同年 8 月 4 日まで
⑪ 平成 11 年 6 月 25 日から 12 年 7 月 12 日まで
⑫ 平成 13 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑬ 平成 13 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私の厚生年金保険の加入記録が 13 件抜けている。申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社、申立期間④はD社、申立期間⑤はE社、申立期間⑥はF社、申立期間⑦はG社、申立期間⑧はH社、申立期間⑨はI社、申立期間⑩はJ社、申立期間⑪はK社、申立期間⑫はL社、申立期間⑬はM社に勤務していた。いずれの事業所も、職業安定所の求人により正社員として入社し、ほとんどの会社が社会保険完備の会社ばかりであった上、会社を退職する時に健康保険証を返したことをはっきりと覚えているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「N社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、同社の事業主に照会したところ、「申立人は臨時工で働いていた。当時は、会社自体が厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」との回答があり、申立期間①については、申立人が勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録によると同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年8月1日であり、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は申立期間①の同僚の氏名を覚えておらず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「O社」という名称の事業所が確認できることから、同社の事業主に照会したところ、「昭和55年ごろには、当社はまだ厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と回答があり、オンライン記録によると同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年5月1日であることから、申立期間②については、適用事業所ではないことが確認できる。

また、O社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和63年5月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間③について、当時、C社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間③において、C社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④について、申立人はD社で勤務していたとしているが、商業登記簿本により判明した当時の事業主に照会したところ、「会社は派遣会社だったので社員4～5人だけで、あとは外国人ばかりだった。適用事業所になったのも平成6年9月1日だった。」との回答があったことから、申立人の情報を得ることができない上、オンライン記録によると同社が厚生年金保険

の適用事業所となったのは平成6年9月1日であることから、申立期間④当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社において厚生年金保険の適用事業所となった日（平成6年9月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人はP社において平成元年1月26日資格取得、同年3月22日離職となっており、申立人が申立期間④においては同社で勤務していたことが推認できる。同社名の事業所については、Q県内において厚生年金保険の適用事業所として確認できないが、R県内に類似の名称の事業所が4社確認できることから、オンライン記録を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は申立期間④において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、E社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「S社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、同社の事業主に照会したところ、「申立人は記憶に無いが、見習期間は3か月ぐらいあった。申立期間は1か月未満のため、見習期間に当たり、厚生年金保険にも加入していなかった。」との回答があった。

また、S社において申立期間⑤当時に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、S社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑤について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑤において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑥について、申立人は、F社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「T社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、同社の事業主に照会したところ、「申立人はアルバイトとして勤務していたが、試用期間（3か月）が終わるまでの間に退職しているので厚生年金保険には加入していなかった。」と回答があった。

また、T社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑥について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間⑥において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑦について、G社における複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間⑦に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてG社に照会したところ、不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、G社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑦について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑦において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑧について、申立人は、H社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「U社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、同社に照会したところ、「届出を行ったかは不明であるが、正規職員の場合は3か月の試用期間あり、その後、各種保険、厚生年金保険等の加入手続を行う。」との回答があった。

また、U社において申立期間⑧当時に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、U社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑧について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑧において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑨について、申立人はI社で勤務したとしているが、商業登記謄本により判明した当時の事業主に照会したところ、「V社は、昭和27年から伯父がやっていた会社であるが、組織変更をして私が、43年からI社としてやっている。申立人の名前は聞いたことも無く、雇ってもいない。」との回答があり、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることはできなかった。

また、I社において申立期間⑨当時に厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人はW社において平成8年12月26日資格取得、9年1月30日離職となっていることから、申立人が申立期間⑨に同社で勤務していたことが推認できる。しかし、同社に照会を行った

が申立人についての情報を得ることができず、オンライン記録を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間⑨において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑩について、申立人はJ社で勤務していたとしているが、申立人の申立期間⑩に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、「申立人の名前を聞いたことが無い。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、J社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑩について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

一方、雇用保険の加入記録によると、申立人はX社において平成10年5月29日資格取得、同年8月4日離職となっていることから、申立人が申立期間⑩にX社で勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所については、昭和51年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから照会したところ、「当時の総勘定元帳を調べたところ、申立人は雇用保険のみ加入しており、社会保険、厚生年金保険には加入していない。」と回答があった。

また、申立人は申立期間⑩において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑪について、K社に照会したところ、「申立人は、臨時として平成11年11月に2日間、同年12月に22日間勤務していた。」と回答していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人について、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る平成11年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、同年11月分及び12月分の総支給額から社会保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間⑪当時、K社の厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、K社の被保険者縦覧照会回答票及び職歴審査照会回答票(個人情報)には、申立期間⑪について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑪において、国民年金保険料の納付済期間又は

申請免除期間となっていることが確認できる。

申立期間⑫について、L社に照会したところ、「申立人は、アルバイトとして運転手、後片付けの仕事をしていた。」と回答していることから、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「申立人はアルバイトとして働いていたので、厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答があった。

また、申立期間⑫当時、L社の厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、L社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑫について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑫において、国民年金保険料の納付済期間又は申請免除期間となっていることが確認できる。

申立期間⑬について、申立人は、M社で勤務していたとしているが、オンライン記録によると、「Y社」という名称の事業所が厚生年金保険の適用事業所として確認できることから、申立人の申立期間⑬に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、「現存している資料で調査したが、申立人に関する資料は無く、申立人を雇用した覚えも無い。申立人については届出を行ったかは不明、保険料の納付は不明である。」と回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間⑬当時、Y社の厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、Y社の被保険者縦覧照会回答票には、申立期間⑬について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間⑬において、国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月ごろから50年9月ごろまで

私の家は商店をしており、店に納品に来ていた問屋の紹介でA社（現在は、B社）に勤めることになり、営業及び配達の仕事をした。店は妻がしていた。申立期間の国民年金保険料は納めていたが、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）及び元事業主の妻（当時の事務担当者）の供述により、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したものの、当時のA社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「当社では従業員を採用すると、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3つに加入させていた。申立人は申立期間に勤務をしていたが、厚生年金保険の加入については、当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録では、申立人がA社で一緒に勤務していたと記憶している同僚のうち、二人については同事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立人が申立期間及びその前後の期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録は無い上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 21 日から 55 年 4 月 21 日まで
募集内容に社会保険有と記載が有った。現在、事業所は存在していないようだが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社での業務内容及び所在地に関する申立人の記憶は具体性があり、同社で勤務していた同僚の供述とほぼ一致していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、そのうちの申立人と同じB支社で勤務していた同僚は、「入社して6か月ほど見習期間があり、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 54 年 9 月 1 日資格取得）から*番（昭和 55 年 5 月 6 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人の雇用保険については、申立期間の前後に別の事業所での加入が確認できるものの、A社での加入記録は無い上、申立期間の直前に退職した事業所に係る求職者給付を申立期間に受給していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 18 日から同年 10 月 4 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）で正社員として修理の業務に就いていた。

C企業年金基金の記録では、昭和 49 年 4 月 18 日から加算適用加入期間としての記録が確認できるため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 49 年 4 月 18 日と記録されている上、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録でも、資格取得日は同日となっている。

しかしながら、オンライン記録及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 10 月 4 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同時期に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚5人に照会したところ、そのうちの事務部門で勤務していた同僚は、「A社の新規適用日までD社において厚生年金保険に加入していた。」との供述がある一方、申立人と同様に修理部門で勤務していた同僚からは、「入社してからしばらくは、見習期間だったと思うので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」との供述を得た。

さらに、申立人が申立ての根拠としている加算適用加入期間についてC企業年金基金に確認したところ、「当該期間は、退職金計算の期間であり、厚

生年金保険及び厚生年金基金加入期間ではない。」との回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1181 (事案 878 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 28 日から 46 年 2 月 21 日まで
前回の申立てについて、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない旨の通知を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、もう一度調査し、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後に支給決定されていること、一連の事務処理に不自然さはないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、新たな資料の提出及び供述は無く、オンライン記録により、脱退手当金支給に係る事業所を退職後、約 1 か月して脱退手当金を受給している同僚に照会したところ、「退職時に、会社から一時金として受給するか、あるいはそのまま残しておくかと聞かれ、自分はもらうと言ったら会社が請求手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、ほかの同僚からも申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。